

仙台市、国立大学法人東北大学及び国立大学法人筑波大学の 連携に関する協定書

仙台市(以下「甲」という。)、国立大学法人東北大学(以下「乙」という。)及び国立大学法人筑波大学(以下「丙」という。)は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍、発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、藻類バイオマスエネルギーの実用化に向けた取り組みを通じ、活力ある、個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲、乙及び丙の相互の情報、技術等知的資源の活用に関すること。
- (2) 甲、乙及び丙が共同して実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他甲、乙及び丙の連携を推進するために必要な事項に関すること。

(連携推進委員会)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置く。

2 連携推進委員会の構成及び運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動において相手方から開示又は提供された情報について適切に管理するとともに、相手方の承認を得ることなく第三者に開示又は提供してはならない。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、平成23年11月10日から平成27年3月31日までとする。

2 この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから協定を更新しない旨の書面の意思表示が無い限り、有効期限満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取り扱いとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

甲 仙台市長 奥山 恵美子

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1番1号

乙 国立大学法人東北大学 総長 井上 明久

茨城県つくば市天王台1丁目1番1

丙 国立大学法人筑波大学長 山田 信博